

# 関西外国語大学留学生別科規程

## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、関西外国語大学（以下「本学」という）学則第6条の規定にもとづき、留学生別科（以下「別科」という）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 別科は、外国人留学生等（以下「学生」という）に対し、日本語、日本文化、日本・アジア事情等を教授し、国際理解と親善に寄与しうる人材の育成を目的とする。

(入学定員)

第3条 入学定員は400人とする。

(別科長)

第4条 別科に別科長を置く。

2 別科長は別科の業務を統括する。

3 別科長は、本学教育職員の中から理事長が任命する。

(別科教務委員会)

第5条 別科に留学生別科教務委員会（以下「別科教務委員会」という）を置く。

2 別科教務委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の履修登録、受講、試験、成績、単位認定、単位修得等に関する事項

(2) 学生の課程修了に関する事項

(3) 別科の教育課程の体系に関する事項

(4) 別科授業科目の内容および担当に関する事項

(5) 別科の学年暦に関する事項

(6) 前各号のほか、別科の教務に関する事項および学長が諮問する事項

3 前各項のほか、別科教務委員会の運営に関し必要な事項は関西外国語大学 留学生別科教務委員会規程に定める。

(学生部委員会)

第6条 学生の厚生補導に関する事項は、学生部委員会が所管する。

## 第2章 修業年限、学年、学期および休業日

(修業年限)

第7条 修業年限は1年とする。

(学年)

第8条 学年は9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。ただし、第11条の規定により2月に入学した者の学年は、2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

(学期)

第 9 条 学年を次の 2 学期に分ける。

秋学期 9 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

春学期 2 月 1 日から 8 月 31 日まで

2 授業の開始日と終了日は、学長が学期の初めに学年暦において定める。

(学生の休業日)

第 10 条 授業を行わない日 (以下「休業日」という) は日曜日とする。

2 前項以外の休業日は、学長が第 9 条に規定する学期の初めに学年暦において定める。

3 学長は、必要がある場合、前 2 項の休業日を臨時に変更し、または臨時に定めることができる。

### 第 3 章 入 学

(入学の時期)

第 11 条 入学時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第 12 条 別科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者。

(2) 本学が前号の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者。

(入学の出願)

第 13 条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別表第 2 に定める入学検定料および別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学志願者の選考および入学許可)

第 14 条 前条の入学志願者については、国際交流委員会の議を経て、学長が合格者を決定し、入学を許可する。

(入学手続)

第 15 条 前条の選考による合格者は、原則として、所定の期日までに入学手続書類を提出するとともに別表第 2 に定める入学登録料その他納付金を納めなければならない。

### 第 4 章 授業科目、履修方法および修了

(授業科目)

第 16 条 別科の授業科目および単位数は、別表第 1 のとおり定める。

(単位計算方法)

第 17 条 単位計算方法については、本学学則第 33 条第 1 項に定めるところによる。

(単位の授与)

第 18 条 授業科目を履修し授業ごとに実施する試験に合格した者には、所定の単位を与える。成績評価は第 21 条にもとづき行う。

2 試験に関し必要な事項は、外国語学部試験規程を準用する。

(履修方法)

第 19 条 授業科目の履修方法に関し必要な事項は、留学生別科履修細則に定める。

(履修科目の登録の上限および下限)

第 20 条 学生が 1 学期間に履修科目として登録できる単位数の上限、および学生が 1 学期間に履修科目として登録しなければならない単位数の下限は、留学生別科履修細則に定める。

(成績)

第 21 条 履修成績は点数表記とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

2 履修成績の基準等については、留学生別科履修細則に定める。

(修了)

第 22 条 別科に第 7 条に規定する修業年限 1 年以上在学し、次の各号に定める単位以上を修得した者については、別科教務委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

(1) 日本語必修科目 10 単位

(2) 選択科目 18 単位以上

2 学長は修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

## 第 5 章 休学および退学等

(休学)

第 23 条 病気その他のやむを得ない理由により長期にわたって学修することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学期間は第 9 条に定める学期の終わりまでとする。

3 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第 24 条 休学している者が復学を願い出たときは、学長が復学を許可することができる。

(退学)

第 25 条 病気その他のやむを得ない理由等自己都合により退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。ただし、死亡の場合は、保証人の届出により退学とする。

(除籍)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料その他納付金納付の義務を怠り届け出なくして滞納 30 日に及ぶ者

(2) 行方不明者

(継続在学要件)

第 27 条 1 学期間在学し、所定の成績を充足しない者は、継続して次学期の在学を認めない。

2 継続在学の要件については、留学生別科履修細則に定める。

## 第 6 章 賞 罰

(表彰)

第 28 条 学生でよくその本分を尽くし、学力優秀、品行方正で他の学生の模範となる者は表彰する。

(懲戒)

第 29 条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者には、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および譴責とする。
- 3 前項の退学は次の号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなく出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は学生懲戒規程に定める。

## 第 7 章 別科科目等履修生

(別科科目等履修生)

第 30 条 学生以外の者で、別科における授業科目を履修することを志願する者があるときは、別科の教育に支障のない限り、選考のうえ、学長が別科科目等履修生として受入を許可する。

- 2 別科科目等履修生に関し必要な事項は科目等履修生規程を準用する。

## 第 8 章 学生納付金

(授業料その他納付金の納付)

第 31 条 学生は、別表第 2 に定める授業料その他納付金を、所定の期日までに納めなければならない。

- 2 授業料その他納付金の分納、延納または減免については、願い出により、これを許可することがある。
- 3 授業料その他納付金は、欠席中または停学中であってもこれを減免しない。
- 4 第 23 条によって休学する者の授業料は、授業料の半額を徴収する。
- 5 海外の協定締結大学または教育機関からの学生の授業料その他納付金に関しては、別途指示する。

(授業料その他納付金の返還)

第 32 条 既納の授業料その他納付金は、原則として返還しない。ただし、在籍する学期前にその期分の授業料その他納付金を前納していた場合で、その期が至る前に入学を辞退し、または退学もしくは休学を願い出たときについては、別途指示する。

- 2 退学、除籍の者であっても既納の授業料その他納付金は返還しない。

## 第 9 章 学則等の準用

(学則等の準用)

第 33 条 この規程に定めるもののほか、必要事項は関西外国語大学学則等を準用する。

## 第10章 雑 則

(事務)

第34条 別科に関する事務は、教務部、学生部、および国際交流部が協働して行う。

(改廃)

第35条 この規程の改廃は理事会が行う。

### 附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

昭和62年4月1日施行（昭和62年2月4日改定）

昭和63年4月1日施行（昭和62年6月27日改定）

平成元年4月1日施行（昭和63年12月6日改定）

平成2年4月1日施行（平成元年12月13日改定）

平成3年4月1日施行（平成2年12月15日改定）

平成4年4月1日施行（平成4年2月1日改定）

平成11年4月1日施行（平成10年10月8日改定）

平成14年4月1日施行（平成14年3月12日改定）

平成16年4月1日施行（平成16年1月24日改定）

平成19年4月1日施行（平成18年11月19日改定）

平成19年9月1日施行（平成18年11月19日改定）

平成22年4月1日施行（平成22年3月6日改定）

平成22年9月1日施行（平成22年3月6日改定）

平成28年2月1日施行（平成27年10月7日改定）

平成28年1月1日施行（平成28年1月21日改定）

平成28年8月1日施行（平成28年7月29日改定）

平成30年4月1日施行（平成30年4月1日改定）

### 附 則

1. この規程は、平成30年9月1日から施行する。（平成30年7月13日改定）
2. 第16条の規定は、平成30年秋学期の入学生から適用し、それ以前の入学者については、従前のおりとする。

別表第1 教育課程表（第16条関係）

(1) 日本語必修科目

授 業 科 目	単位数
Japanese A	5
Japanese B	5

(2) 選択科目

授 業 科 目	単位数
Japanese C	5
Japanese D	5
Japanese Reading and Writing A	3
Japanese Reading and Writing B	3
Japanese Reading and Writing C	3
Japanese Reading and Writing D	3
Japanese Reading and Writing E	3
Japanese Reading and Writing F	3
Japanese Reading and Writing G	3
Japanese Reading and Writing H	3
Surveys in Literature C	3
Surveys in Literature D	3
Topics in Literature C	3
Topics in Literature D	3
Asian Religion and Philosophy C	3
Asian Religion and Philosophy D	3
Asian Religion and Philosophy E	3
Asian Religion and Philosophy F	3
History in Asia C	3
History in Asia D	3
History in Asia E	3
History in Asia F	3
Topics in History C	3
Topics in History D	3
Aesthetics C	3
Aesthetics D	3
Art Across Cultures C	3
Art Across Cultures D	3
Topics in Art C	3

Topics in Art D	3
Film Studies C	3
Film Studies D	3
Multi-Media Studies C	3
Multi-Media Studies D	3
Music C	3
Music D	3
Anthropological Approaches to Cultural Issues C	3
Anthropological Approaches to Cultural Issues D	3
Anthropological Approaches to Cultural Issues E	3
Anthropological Approaches to Cultural Issues F	3
Anthropological Approaches to Cultural Issues G	3
Anthropological Approaches to Cultural Issues H	3
Sociology and Sociological Methods C	3
Sociology and Sociological Methods D	3
Sociology and Sociological Methods E	3
Sociology and Sociological Methods F	3
Cool Japan C	3
Cool Japan D	3
Cool Japan E	3
Cool Japan F	3
Cool Japan G	3
Cool Japan H	3
Cool Japan I	2
Cool Japan J	2
International Relations C	3
International Relations D	3
International Relations E	3
International Relations F	3
International Relations G	3
International Relations H	3
Foreign Policy C	3
Foreign Policy D	3
History of International Politics C	3
History of International Politics D	3
History of International Politics E	3
History of International Politics F	3
War and Peace C	3

War and Peace D	3
International Political Economy C	3
International Political Economy D	3
International Development C	3
International Development D	3
International Law C	3
International Law D	3
Japanese Law C	3
Japanese Law D	3
Economic Theory E	3
Economic Theory F	3
Economic Development C	3
Economic Development D	3
Topics in Regional Economics C	3
Topics in Regional Economics D	3
Marketing E	3
Marketing F	3
Management and Leadership C	3
Management and Leadership D	3
Management and Leadership E	3
Management and Leadership F	3
Management and Leadership G	3
Management and Leadership H	3
International Business C	3
International Business D	3
International Business E	3
International Business F	3
Business Ethics E	3
Business Ethics F	3
Finance and Accounting E	3
Finance and Accounting F	3
Communication E	3
Communication F	3
Independent Study A	2
Independent Study B	2
Global Internship A	2
Global Internship B	2
Global Internship C	2



Global Internship D	2
Global Internship E	2
Global Internship F	1
Global Internship G	1

別表第2 入学検定料、入学登録料、授業料（第13条、第15条、第31条関係）

納付金種別	金額
入学検定料	US\$50
入学登録料	US\$250 *1
授業料	US\$28,000（年額）

1. 入学登録料 US\$250 のうち、US\$200 は授業料に含む。
2. 別表第2 に規定するもののほか、教育に必要な費用を徴収することがある。